本　　則

1　契約種別

この料金表の契約種別は「電灯プラン A1」といたします。

2　料金表の変更

(1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

(2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づきこの料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

(3) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令等の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令等をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

(4) 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに、当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客様にお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3　適用範囲

電気需給約款（低圧）（以下「約款」といいます。）の電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当する需要で、お客さまが 1 年を通じてこの電灯プラン A 1 の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

4　料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、約款別表 2（市場価格等調整）によって算定された市場価格等調整額を差し引き、または加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	893 円 61 銭
電力量料金	15 キロワット時を超え 120 キロワット時までの 1 キロ	32 円 58 銭

	ワット時につき	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 00 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	42 円 12 銭

5　電気料金請求書および電気料金計算内訳書の発行手数料

電気料金請求書および電気料金計算書の発行手数料は、次のとおりといたします。

1 契約 1 料金算定期間につき	165 円 00 銭

6　日割計算

当社は、約款第 24 条によって日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 1（料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式）によるものといたします。

7　その他

この料金表に定めのない規定については、約款の電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

附　　則

1　適用期日

この料金表は、2026 年 12 月検針分から適用いたします。

2　この料金表の実施に伴う切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、約款第 23 条および約款第 24 条に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 1（料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式）によるものといたします。

別　　表

1　料金適用上の電力量区分の日割計算をする場合の基本算式

(1)　料金適用上の電力区分を日割計算する場合は次のとおりといたします。

イ　基本算式

最低料金適用電力量

＝15 キロワット時×日割計算対象日数／計量期間等の日数

なお、最低料金適用電力量とは、約款別表 7（日割計算の基本算式）(1) イにより算定された最低料金または最低料金に適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量

＝105 キロワット時×日割計算対象日数／計量期間等の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量

＝180 キロワット時×日割計算対象日数／計量期間等の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ロ　イによって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ　約款第 23 条（1）ハに該当する場合は、イの

日割計算対象日数／計量期間等の日数は、日割計算対象日数／暦日数

といたします。

(2)　電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の (1) の「計量期間等の日数」および「暦日数」は次によります。

イ　計量期間等の日数

（イ）　電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の日数といたします。

（ロ）　需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ　暦日数

（イ）　電気の供給を開始した場合は、開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

（ロ）　需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。